

令和3年

第5回教育委員会会議

議案第11号

秋田県教育委員会

議案第十一号

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例別表第一の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の支援助金の支給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援助金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4 条例別表第一の六の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>5 条例別表第一の七の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（条例別表第一の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4 条例別表第一の六の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月十五日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理由

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和三年秋田県条例第 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年秋田県条例第 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

高等学校又は中等教育学校後期課程の専攻科に在学する生徒に対する授業料に係る支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるものは、当該支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は当該支援金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とし、所要の整備を行うこととする。（第 2 条関係）

3 施行期日

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとする。

「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」について（議案第 1 1 号）

令和 3 年 3 月 1 5 日

高 校 教 育 課

1 個人番号の利用に係る取扱い

個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）により取り扱うことができる事務が限定されており、地方公共団体は社会保障・地方税・防災に関する事務等に限り、独自に条例で定めることにより、利用事務を追加できるものとされている。

2 改正理由

秋田県行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年秋田県条例第 号）の施行により、高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金^(注1)（以下「給付金」という。）及び県内の専攻科に在学する生徒に対する授業料に係る支援金^(注2)

（以下「支援金」という。）の支給に関する事務の効率化を図るため、同事務をマイナンバーを利用することができる事務（独自利用事務）に追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

（注 1）高等学校等専攻科奨学給付金 … 一定の所得未満の世帯に対し、授業料以外の教育費（教材費など）を支援する制度

（注 2）高等学校等専攻科修学支援金 … 一定の所得未満の世帯に対し、授業料を支援する制度

（参考）世帯年収の目安と給付金・支援金の額（R3.3）

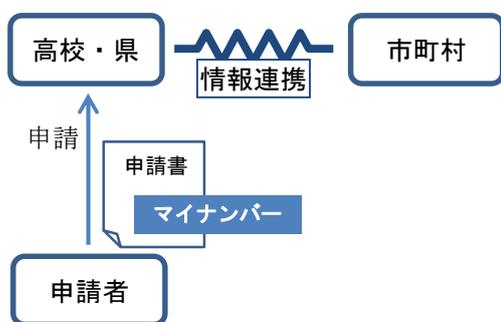
	年収 270 万円未満 ※住民税非課税世帯		年収 270 万円～380 万円	
	公立	私立	公立	私立
給付金	48,500 円	50,100 円	—	—
支援金	118,800 円	427,200 円	59,400 円	213,600 円

3 改正内容

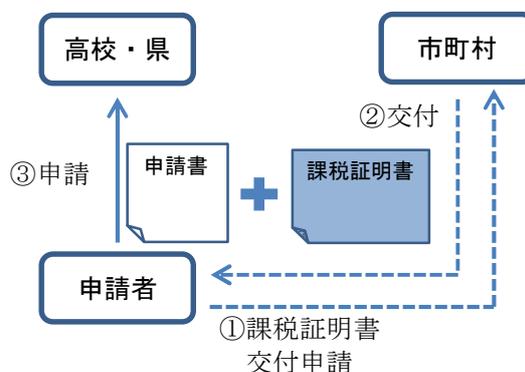
高等学校等専攻科の支援金の支給に関する事務であって、同支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務又は同支援金に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務をマイナンバーを利用することができる事務に加えることとする。（第二条関係）。

なお、この改正により、支援金の申請の際にマイナンバーを記載することで課税証明書の添付が不要となり、市町村から交付を受ける手続や費用負担が軽減される。

【改正後】



【改正前】



4 施行期日

令和3年4月1日